

2024年10月

# 白井なおこ レポート VOL.24

日野・生活者ネットワークニュース 白井なおこREPORT 発行日：2024年10月20日  
発行：日野・生活者ネットワーク 発行責任者：出沼恵美子  
〒191-0062 日野市多摩平2-3-12 中央日石ビル4階  
TEL:042-514-8695 FAX:042-514-8697 E-mail:hino-net@cap.ocn.ne.jp



神戸に6月オープンした六甲ウイメンズハウスを視察。「ここしかない」ではなく「ここに住みたい」と思える居まいを。女性の中長期的な自立支援、子どものケアも大切にしています。



## 本人の意思と人権を尊重し 自立を支援する「女性福祉」の実現を

今年4月「女性支援新法」が施行されました。それまで女性支援に関する法的な根拠は「売春防止法」でした。「困った女子の更生」から「困難な問題を抱える女性の支援」へとようやくシフトしたのです。策定中の第5次日野市男女平等行動計画に反映させ、ジェンダー平等をすすめていくために、質問・提案しました。グリーンインフラについての質問もしました。

### 女性ゆえに抱える困難とは

新法では「困難な問題を抱える女性」を、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義しています。特別な誰かのことでなく、**誰もがなり得ます。**

女性は性暴力や性搾取の被害にあいやすく、また予期せぬ妊娠の可能性もあります。さらに賃金や雇用形態、法律や制度において**構造的な差別**があり、社会的に弱い立場に追い込まれがちです。コロナ禍では失業率、DV相談数、自殺者数等の増加など顕著に表れました。「女性だから」という**固定的な役割分担の意識**も、まだ根強くあります。

### 住まいは人権！民間団体との協働を

住まい・仕事・子育て支援、3つそろって提供されるのが「風俗」だといわれています。それ以外の選択肢を増やしていくことが必要です。「住まいは人権、相談と住まいはセットでなければ」という女性支援団体代表者の言葉が、強く印象に残っています。

新法では**「民間団体との協働」**が重要な要素として

掲げられています。新法を機に新たな連携を、**居住支援の観点**からも充実を求めました。そのためには、まず支援の現場の声をよく聞くことです。そして女性支援の窓口を明確にし、庁内が徹底して連携すること、**DVで傷ついている子どものケアの重要性**についても強く訴えました。

市長からは、**相談のハードルを下げる**こと等、新法を意識し真剣に考えていきたいと答弁がありました。男女平等行動計画にしっかりと書き込まれるよう、見守っていきます。

### グリーンインフラと脱炭素をすすめよう！

「グリーンインフラ」とは、**自然の力を防災や気候変動対策等に最大限活かしていく取り組み**です。樹林地、農地や公園だけでなく、雨を庭に貯めゆっくり浸透させる「雨庭」などは、誰でも明日から取り組みます。**グリーンインフラの機能と価値**を理解し、まち全体の中に仕組みとして取り入れていくよう求めました。

その中で市内に建設予定のデータセンターについても問いました。桁違いに大量の電力使用に伴うCO2排出や排熱が懸念されています。こちらの詳細は日野・生活者ネットワークニュース No.173に掲載していますので、ぜひお読みください。

